令和８年度夏期富山大学インターンシップについて

＜実習内容＞

本学でのインターンシップは、参加者の方に本学の指定する５日間に、事務局のいずれかの部に配属され、その部の業務を行っていただくことになります。

事務局各部の業務は次の国立大学法人富山大学事務組織規則をご覧ください。

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0105101.pdf

各部の具体的な実習日程、実習内容は参加者決定後、作成します。

令和８年度夏期の受入予定数等は次のとおりです。

総務部３名、財務施設部２名、学務部２名、研究推進部２名（合計９名）

配属先を決定するにあたり、なるべくご希望に沿うようにするため、エントリーシートの自己ＰＲ欄に配属先の第１希望～第３希望（希望配属先が複数ある場合）、また、令和８年８月３日（月）から令和８年９月３０日（水）の間で、都合により本学インターンシップに参加できない日、期間を記入しておいてください。

＜令和８年度夏期富山大学インターンシップ概要＞

【対象学生】

富山県内の高等教育機関の学生及び県外の学生でUIJターンを希望する学生(本学の学生も受入れ可とする。)

【実施時期及び受入日数】

実施時期：令和８年８月３日（月）から令和８年９月３０日（水）の間

受入日数：５日間（９時～１２時、１３時～１６時／１日間）

参加者ごとの実施時期は本学が指定する。

【参加者選考方法】

書類選考による。

【留学生の受入】

しない。

【経費等】

本インターンシップの必要経費（交通費、食費、保険料等）については、学生の負担とする。

なお、受入れに際しては学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ活動賠償責任保険）に加入していることを条件とする。

また、このインターンシップに係る報酬等は支給しないものとする。

【学生の遵守事項等】

１．期間中の行動

（１）学生は、インターンシップ期間中は富山大学（以下「大学」という。）の信用を傷つけ又は大学の不名誉となるような行為をしてはならない。

（２）学生は、インターンシップ期間中は午前９時までに来学し、インターシップに関しての大学の指示に従うとともに業務に専念するものとする。

２．期間中の欠席

（１）正当な事由による場合以外の欠席は認めない。

（２）正当な事由により欠席する場合は、事前に大学に申し出てその指示に従うものとする。やむを得ず事前に申し出が出来ない場合は、事後に速やかに大学に連絡するものとする。

３．秘密の保持

学生は、インターンシップ期間中に知り得た内部情報や、個人情報等を研修後も決して外部に漏らしてはならない。

また、許可を得ない内部資料のコピー、持ち出し、写真撮影等を行わないこと。

４．インターンシップの打切り

大学は、学生が上記の各項に従わない場合又はインターンシップを継続しがたい場合は、受入を打切ることができるものとする。

５．感染防止対策

インターンシップ期間中、大学の指示に従い感染予防対策を講じること。